平成２４年（フ）第３４０号
香川県高松市古新町１番地８　富士ロイヤルマンション503号
債務者　吉田　　稔
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１号
石川県珠洲市三崎町二本松ろ部23番地
債務者　大崎キミ子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第２２５１号
名古屋市北区新沼町119番地の１ガレージステップ、従前の住所愛知県春日井市如意申町７丁目２番地７
債務者　ガレージステップこと　荒木　康弘
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４３１号
名古屋市中川区富田町大字服部字馬黒600番地の１　千音寺荘１棟305号
債務者　加藤小百合
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４５０号
愛知県日進市赤池２丁目606番地　川村ビル305
債務者　今野　智江（旧姓大平）
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９号
岩手県遠野市附馬牛町東禅寺14地割35番地
債務者　人首　昭子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第８５３号
仙台市泉区長命ケ丘１丁目３番地の３
債務者　粟野　妙子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８６９号
仙台市泉区館２丁目８番地の８
債務者　大崎　香子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８８４号
仙台市青葉区花京院１丁目４番22―401号
債務者　平野　直弥
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９４２号
仙台市青葉区米ケ袋１丁目３番45号　小山アパート１
債務者　冨田　　淳
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５０号
秋田県大仙市強首字上野台15―16、住民票上の住所秋田県潟上市飯田川飯塚字塞ノ神96番地２
債務者　田仲　俊子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第１２８号
福島県二本松市錦町１丁目234番地３
債務者　根本　竜也
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１６９号
福島市笹谷字桜水20番地の８、従前の住所福島市南沢又字熊ノ辻12番地の６　ハイツ渡辺103号
債務者　青木なおみ（旧姓宍戸）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第４６９号
茨城県小美玉市中野谷408番地
債務者　額賀　淳一
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４７８号
茨城県水戸市堀町764番地の２　ハイツ堀町207号
債務者　礒部　良光
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４８２号
茨城県鉾田市串挽94番地
債務者　深作きよ子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４８６号
茨城県水戸市元吉田町1775番地の16
債務者　綾部　浩子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
水戸地方裁判所